

財 第 26 号

令和8年8月12日

白岡市議会議長 中川 幸廣 様

白岡市長 藤井 栄一郎



地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等  
について

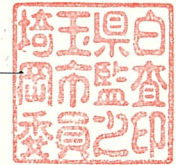
このことについて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、別紙のとおり審査意見書を付して報告します。

監 第 1 0 号

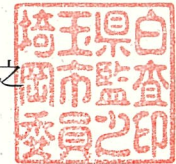
令和 8 年 8 月 5 日

白岡市長 藤井 栄一郎 様

白岡市監査委員 長島 清一



白岡市監査委員 江原 浩之



地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく意見書の提出に  
ついて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、審査に付された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率並びに同法第22条第1項の規定に基づき審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を白岡市監査基準に準拠して審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出する。

## 令和 7 年度 財政健全化審査意見書

### 1 審査の期日

令和 8 年 8 月 5 日

### 2 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 3 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められる。

記

(単位：%)

| 健全化判断比率  | 令和 7 年度 | 早期健全化基準 |
|----------|---------|---------|
| 実質赤字比率   | —       | 13.07   |
| 連結実質赤字比率 | —       | 18.07   |
| 実質公債費比率  | 4.1     | 25.0    |
| 将来負担比率   | —       | 350.0   |

#### (2) 個別意見

##### ア 実質赤字比率について

令和 7 年度の実質赤字は無く、良好な状態にあると認められる。

##### イ 連結実質赤字比率について

令和 7 年度の連結実質赤字は無く、良好な状態にあると認められる。

##### ウ 実質公債費比率について

令和 7 年度の実質公債費比率は 4.1 % となっており、早期健全化基準の 25.0 % と比較すると、これを下回り良好な状態にあると認められる。

##### エ 将来負担比率について

令和 7 年度の将来負担比率は生じておらず、良好な状態にあると認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

## 令和7年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の期日

令和8年8月5日

### 2 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 3 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令に適合し、かつ、正確に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

| 会 計 名      | 令和7年度<br>資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|------------|-----------------|---------|
| 水道事業会計     | —               | 20.0    |
| 公共下水道事業会計  | —               | 20.0    |
| 農業集落排水事業会計 | —               | 20.0    |

#### (2) 個別意見

資金不足比率について

各事業とも令和7年度の資金不足は無く、良好な状態にあると認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。